

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第29条 (略) (建築の規模)</p>	<p>第1条～第29条 (略) (建築の規模)</p>
<p>第30条 法第14条第3項の規定により条例で別に定める同条第1項の建築の規模(新築、増築又は改築の場合の規模に限る。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。<u>次条第3号及び第32条第2項において同じ。</u>)とする。</p>	<p>第30条 法第14条第3項の規定により条例で別に定める同条第1項の建築の規模(新築、増築又は改築の場合の規模に限る。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。第32条第2項において同じ。)とする。</p>
<p>(1)・(2) (略) (建築物移動等円滑化基準に付加する事項)</p>	<p>(1)・(2) (略) (建築物移動等円滑化基準に付加する事項)</p>
<p>第31条 法第14条第3項の規定により条例で同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次に掲げるものとする。</p>	<p>第31条 法第14条第3項の規定により条例で同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次に掲げるものとする。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(3) <u>床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階(政令第14条第1項の規定により便所を設ける階をいう。)を有する建築物で、床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは、同条第2項に規定する車椅子使用者用便房を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下この号において同じ。)設ける施設が同一敷地内にある場合を除き、当該建築物に設ける便所のうち1以上に同項に規定する車椅子使用者用便房を1以上設けなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>(4) 階数が4以上の共同住宅にあっては、<u>政令第19条第1項第1号に規定する道等及び駐車場から各住戸までの経路を同項に規定する移動等円滑化経路(以下「移動等円滑化経路」という。)</u>とすること。</p>	<p>(3) 階数が4以上の共同住宅にあっては、<u>政令第18条第1項第1号に規定する道等及び駐車場から各住戸までの経路を同項に規定する移動等円滑化経路(以下「移動等円滑化経路」という。)</u>とすること。</p>
<p>(5) (略) (建築物移動等円滑化基準の適用除外)</p>	<p>(4) (略) (建築物移動等円滑化基準の適用除外)</p>
<p>第32条 第29条各号に掲げる特定建築物のうち、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園については、<u>政令第14条第3項の規定は、適用しない。</u></p>	<p>第32条 第29条各号に掲げる特定建築物のうち、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園については、<u>政令第14条第1項第2号の規定は、適用しない。</u></p>
<p>2 第30条第1号に掲げる特別特定建築物及び特定建築物のうち、床面積が1,000平方メートル未満の特別特定建築物及び特定建築物の移動等円滑化経路(階と階との間の移動に係る部分に限る。)については、<u>政令第19条第2項第1号の規定は、適用しない。</u></p>	<p>2 第30条第1号に掲げる特別特定建築物及び特定建築物のうち、床面積が1,000平方メートル未満の特別特定建築物及び特定建築物の移動等円滑化経路(階と階との間の移動に係る部分に限る。)については、<u>政令第18条第2項第1号の規定は、適用しない。</u></p>
<p>第33条～第36条 (略)</p>	<p>第33条～第36条 (略)</p>